

建築等の規制に関する条例、伊勢市風致地区における建築等の規制に関する条例、三重県屋外広告物条例及び伊勢市景観条例による法的規制がある。これらの各法令の立法趣旨は異なるものの、それぞれの法令が名勝二見浦の保護に資するものであるため、これら法制度を援用しつつ、名勝と一体的に周辺環境を保全していくこととする。

(2) 周辺環境の保全のあり方を考える上での前提

住民の生活及び生業との調和を考慮し、名勝二見浦の景観と合致した良好な景観の保全、形成を図る。

また、(1)に列記した自然公園法をはじめ関連法令との調整を図り、名勝と一体となった景観等の保全に努める。

1 三重県名勝指定地包含地区

(1) 社会的因素

旅館街の町並みが挙げられる。現にある良好な景観を保全し、かつ良好な景観の形成に貢献するよう、建築物・工作物の新設・更新については、眺望の著しい妨げにならない規模とし、屋根及び壁面の色彩並びに形態が、その周辺の景観と著しく不調和でないものとする。

2 景観計画区域重点地区（無重複エリア）

(1) 歴史的因素

句碑等の石碑と莊北遺跡の一部が挙げられる。句碑は現状維持に努め、新設する場合には周辺環境に配慮した整備を行う。莊北遺跡は、古墳時代から江戸時代にかけての遺跡で、土師器、須恵器、陶磁器、山茶碗、土錘等が出土している。文化財保護法及び三重県文化財保護条例の規定に基づき、遺構・遺物の保護に努める。

(2) 社会的因素

旧二見道の町並みと公共施設が挙げられる。現にある良好な景観を保全し、かつ良好な景観の形成に貢献するよう、建築物・工作物の新設・更新については、眺望の著しい妨げにならない規模とし、屋根及び壁面の色彩及び形態が、その周辺の景観と著しく不調和でないものとする。

3 名勝追加指定検討地区

(1) 自然的因素

自然的因素は、名勝の文化的価値の基盤を成すものである。今一色海岸には長い年月をかけて形成された地形・地質が残っているため、現状を維持するように努める。

また、クロマツの防風保安林については近年マツクイムシ被害が著しいため、被害の拡大を防ぐ手段を講じ、松林の適正な整備及び保全を図る。